

平成26年11月17日

厚生労働省社会・援護局
援護企画課外事室

クエゼリンにおけるご遺骨に関する照会等について（回答）

先にご照会いただきました件につきまして、別紙のとおり回答いたします。

別紙

要望事項

1 クエゼリン遺骨流出について、早急に調査を行う。

（答）

クエゼリン環礁エニンプル島で発見された遺骨については、地表に露出した遺骨は既に収容し、マーシャル国内で保管されている。

本年11月9日から26日の間で実施する遺骨収集帰還応急派遣により、それらの遺骨を受領するとともに、エニンプル島での調査・収容を行う。

2 クエゼリンのこれまでの遺骨収容活動の詳細を明らかにすること。

（答）

クエゼリン環礁においては、これまでに120柱のご遺骨を本邦に送還している。

3 流出した遺骨からDNAを採取すること。

（答）

受領及び収容した遺骨が個体性のあるものであり、かつDNAの抽出に適した検体（主に歯）が採取されれば行うことを検討したい。

要望事項

4 日本及び韓国の遺族に呼びかけ希望者からDNA採取を行うこと。別紙遺族についてはDNA採取を行うこと。

（答）

戦没者遺骨のDNA鑑定は、次の条件を満たす場合に実施しており、実施条件を満たす場合の韓国人の御遺族への呼びかけについては外務省を通じて韓国政府と協議することについて検討したい。

- ① 記録資料等から、対象となる遺族を相当程度の確率をもって推定できること。
- ② 遺骨を受領することを前提として、遺族からDNA鑑定の希望があり、かつ、鑑定に適している遺族から有効な検体が提供されること。
- ③ 遺骨からDNA鑑定に有効なDNAの抽出が可能であり、科学技術的な有効性があること。

5 今後のクエゼリンでの遺骨収容の計画を明らかにすること。

(答)

マーシャル政府、米国陸軍等の関係機関と協議を進めながら、適切に対処してまいりたい。

確認事項

1 瑞岡光星の遺骨送還について

(答)

日本政府は、終戦後も引き続き朝鮮半島出身軍人軍属の方のご遺骨の送還を行ってきたところである。

当時の「遺骨伝達」については、戦地からご遺骨が送還された方については実骨を伝達し、ご遺骨が送還されなかった方については、ご遺骨に代わる霊爾を伝達することとされていたものである。

昭和23年の「遺骨伝達」についても、終戦までに死亡の手続きが行われなかった方についての戸籍整理の関係から、ご遺骨の有無に関係なく行われ、戸籍整理のための書類も伝達することとし、また、ご遺骨、霊爾等の伝達は、当時の朝鮮過渡政府に依頼したものである。

瑞岡光星様については、ご遺骨が保管されていなかったことから、ご遺骨に代えて霊爾（位牌）が朝鮮過渡政府から伝達されたと思慮される。

なお、朝鮮過渡政府によるご遺族への伝達状況については把握していない。

前回の再確認事項

1 金村珍佑に関する情報

(1) 旧海軍軍属身上調査表のように遺骨、遺品に関する項目はどうなっているのか。陸軍の何の資料なのか。

遺骨遺留品に関する資料は別添「遺骨遺留品名簿」のとおり。

なお、金村珍佑様の御遺族より戸籍等親族であることが確認できる資料を添付のうえご依頼頂ければ資料の写しを提供いたしたい。

(2) ビルマ・グエビン村の遺骨収容状況

これまで、政府派遣団によりミャンマーで約 31,000 柱を収容している。(グエビン村での収容数は不明。)

(3) DNA鑑定の実施状況

これまでの遺骨収容において、朝鮮半島出身者の遺骨収容は行っていないため、同人に関連するDNA鑑定は行っていない。

なお、ミャンマーで収容したご遺骨にかかるDNA鑑定はこれまで鑑定に必要な要件を満たしたご遺骨が収容されていないため実施していない。

(4) 今後の遺骨収容方針

今後、確度の高い情報があれば遺骨収容を実施するが、朝鮮半島出身者が混在していることが明らかな場合には、ご遺骨の収容は行わず、現地関係機関及び韓国政府等と協議する等の検討を行う。

前回の再確認事項

2 権云善に関する情報

(要望) DNA鑑定の対象に加えてほしい。

戦没者遺骨のDNA鑑定は、遺骨を御遺族に返還することを目的として、次の条件を満たす場合に実施しており、韓国人の御遺族ということをもって、これと異なる取扱をすることは困難である。実施条件を満たす場合の取扱については、外務省を通じて韓国政府と協議することを検討したい。

- ① 記録資料等から、対象となる遺族を相当程度の確率をもって推定できること、
- ② 遺骨を受領することを前提として、遺族からDNA鑑定の希望があり、かつ、鑑定に適している遺族から有効な検体が提供されること、
- ③ 遺骨からDNA鑑定に有効なDNAの抽出が可能であり、科学技術的な有効性があること

(1) 沖縄県の遺骨収容状況

沖縄県においては、政府による収容が約 52,000 柱、沖縄県民による収容が約 135,000 柱の計約 187,000 柱を収容している。

(2) DNA鑑定の実施状況

沖縄におけるDNA鑑定については、ご遺骨に付随する遺留品により戦没者氏名が推定できたことから鑑定を実施した結果、4 柱のご遺骨の身元が判明し、ご遺族に伝達されている。

(3) 今後の遺骨収容方針

今後、確度の高い情報があれば遺骨収容を実施するが、朝鮮半島出身者が混在しているこ

とが明らかな場合には、ご遺骨の収容は行わず、韓国政府等と協議する等の検討を行う。

前回の再確認事項

3 岡村乗時に関する情報

(1) 中国側に移管になった人についての資料調査をしてほしい

援護50年史によると、「終戦時、朝鮮半島出身のもと日本軍人軍属は、日本の敗戦に伴い日本本土及び海外各地において、連合国軍によって武装解除されるとともに、カイロ宣言に基づき日本国籍を離れ、日本に居住を希望する者を除いて、出身地へ送還されることとなった。外地にあった朝鮮籍の者は、連合国軍側によって所属部隊から分離して収容され、その帰還も所属部隊とは別に実施された。」とある。

岡村氏の場合、中国軍管理地域の支那派遣軍に所属していることから、当時、上海に樹立されていた韓国仮政府にその身柄が移されたと考えられる。また、資料によると岡村氏は、昭和21年2月1日除隊解雇(中国側移管)とあり、厚生労働省では除隊後の行動について、把握していない。

(2) 移管後、死亡した人の遺骨がどうなったか？

承知していない。

(3) 今後の方針

政府派遣団による中国での遺骨収容は、相手国の事情により困難。

中国からは、生還者等により中国東北地区から約3万9千柱、中国本土から約43万8千柱のご遺骨が送還されているが、政府派遣団による遺骨収容は行われていない。今後、可能となった場合には遺骨収容を実施するが、朝鮮半島出身者が混在していることが明らかな場合には、ご遺骨の収容は行わず、現地関係機関及び韓国政府等と協議する等の検討を行う。

(4) DNA鑑定の実施状況

政府派遣団による遺骨収容が行われていないためDNA鑑定は実施していない。